

(第82回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 82 期 報 告 書

(自 平成29年 1 月 1 日)
(至 平成29年12月31日)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

エ ル ナ 一 株 式 会 社

事業報告

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成29年1月1日～平成29年12月31日)における当社グループを取り巻く環境は、米国では好調に推移し欧州においても緩やかな回復が継続いたしましたが、米国の政策動向や世界的な地政学的リスクの高まりなどから先行き不透明な状況がみられます。

このような状況の中で当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高270億7千5百万円(前期比5.1%減)、営業利益3億5千万円(前期比55.6%減)、経常損失6億4千5百万円(前期は経常損失2億8千5百万円)となり、特別損失に事業再編損失と独占禁止法関連損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は24億1千万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失11億4千5百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、車載関連の需要が堅調に維持していることから欧米車載関連への売上が拡大し、連結売上高130億7千7百万円(前期比6.0%増)となりました。利益面では主要生産拠点の通貨が米ドルに対し上昇していることによるコスト高の影響などにより、営業利益は12億2千1百万円(前期比3.1%減)となりましたが、営業利益率は9.3%と安定した収益を確保しております。

プリント回路事業におきましては、収益改善を目的とした低収益製品の受注辞退などから、連結売上高は139億2百万円(前期比13.7%減)となりました。利益面では原材料の銅張積層板の価格上昇影響やマレーシア工場地域で発生した水害による工場の生産減や在庫品廃棄の影響などから、連結営業損失9億1千1百万円(前期は連結営業損失5億1千3百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5億9千6百万円であり、内訳はコンデンサ事業4億2百万円、プリント回路事業1億9千3百万円であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度において、南通江海電容器股份有限公司を割当先とする第三者割当による新株式の発行により、9億9千9百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当社が得意としており、今後中期的な高成長が見込まれる、EV（電気自動車）、HV（ハイブリッド自動車）を中心としたマーケットでの市場シェア拡大にまい進してまいります。その市場で勝ち抜くことで、売上成長を加速させ、強固な利益体質が構築できるものと確信しております。そのために、車載メーカの要求に耐えうる高信頼性商品を継続的に開発し、地産地消を見据えてグローバル生産拠点を拡充し、提携企業との材料、サプライチェーンなどでの協業を強化することで、製品のQCD（品質・コスト・納期）競争力の強化に取り組んでまいります。

コンデンサ事業におきましては、EV、HV向けに需要が急拡大している電解液と導電性高分子を融合した導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産投資を実施するとともに、車載市場全般にむけ、高付加価値の製品群の開発、販売能力を高めるべく、経営資源をコンデンサ事業に集中させ事業の収益拡大を進めてまいります。更に、量的に世界最大の市場であり、高度成長が見込まれる中国車載市場での積極的な需要の取り込み、コスト競争力及びサプライチェーンの強化を図るため、南通江海電容器股份有限公司との資本業務提携による車載電装アルミ電解コンデンサの中国での合弁拠点設立を進めております。また、太陽誘電株式会社との資本業務提携においても、同社が販売する電気二重層コンデンサの生産受託や同社の販売網を経由した再販売に加え、生産技術や資材調達協力などバリューチェーンの多くの機能での協業を進めることで、シナジーの最大化を図り、中長期的に企業価値の向上を図ってまいります。

一方、プリント回路事業におきましても、競争優位である、高い製品品質を強みに、成長産業であり品質に関する要求の高い車載電装市場に注力中であり、今後とも同市場での事業拡大を図ってまいります。同市場においては、電子部品の搭載が増加しております。当社グループは、安全・快適性要求の複雑さから、制御規模が大きくなった安全運転支援機能向け基板や小型化、耐熱要求の高いEV、HVの電流制御向け基板のように、より小型で放熱性能に優れた高付加価値商品開発を行うことで、売上、利益とも中期的成長を計ってまいります。また、同事

業の再生に向け、フロー（損益計算書）とストック（バランスシート）両面において、より抜本的な構造改革を具体的に進めてまいります。

今後の事業展開にあたり対処すべき課題をふまえ、以下のような施策を実施してまいります。

当社は、平成30年2月22日の取締役会において、当社の完全子会社であるエルナープリンテッドサーキット株式会社（以下、「EPC」という。）及びEPCの子会社であるELNA PCB (M) SDN. BHD. が営むプリント配線板の製造・販売事業に関して、当社とGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED（以下、「GBM」という。）との間で業務提携・協力関係を構築し、合弁事業化することを目的として、合弁事業の対象となる事業をEPCに集約するため、当社にて運営する対象事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、EPCに承継させる吸収分割、及びEPCが運営する白河工場に係る資産債務並びにエルナー松本株式会社の株式を、当社に承継させる吸収分割を実施した後、EPCがGBMを引受先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

なお、本子会社第三者割当増資により、EPCは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する予定です。

また、当社は、平成30年2月26日の取締役会において、太陽誘電株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行について決議いたしました。

これにより、太陽誘電株式会社は、当社の議決権の63.78%を保有することになるため、当社の親会社に該当することが見込まれます。

株主の皆様には、何とぞご理解を頂き、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 79 期 (平成26年 12月期)	第 80 期 (平成27年 12月期)	第 81 期 (平成28年 12月期)	第 82 期 (平成29年 12月期)
売 上 高	31,529	30,842	28,542	27,075
営 業 利 益	454	344	790	350
経 常 損 失	112	477	285	645
親会社株主に帰属する当期純損失	565	1,975	1,145	2,410
1株当たり当期純損失	13円59銭	46円73銭	20円23銭	37円69銭
総 資 産	25,981	24,873	25,382	22,734
純 資 産	3,061	1,703	791	△906

(注) 第82期は、特別損失に事業再編損失を計上しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持株比率	主 要 な 事 業 内 容
エルナープリントドサーキット株式会社	千円 50,000	100.0 %	プリント配線板の製造
エルナー東北株式会社	千円 450,000	100.0	アルミ電解コンデンサ・電気 二重層コンデンサの製造
TANIN ELNA CO., LTD.	千パーツ 350,000	100.0	アルミ電解コンデンサ・電気 二重層コンデンサの製造販売
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	千シンガポールドル 2,300	100.0	電子部品の販売
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	千マレーシアドル 18,240	76.8	プリント配線板の製造販売
ELNA-SONIC SDN. BHD.	千マレーシアドル 21,605	100.0	アルミ電解コンデンサの 製造販売

(注) エルナープリントドサーキット株式会社、TANIN ELNA CO., LTD.、ELNA PCB(M) SDN. BHD. およびELNA-SONIC SDN. BHD. に対する当社の持株比率には、当社の子会社を通じての間接所有分を含みます。

③企業結合の経過・成果

上記②に掲げた会社を含めて、連結子会社は10社であり、その経過については連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 2. 連結の範囲に関する事項」に記載しております。連結決算の概要は「(1) 事業の経過およびその成果」に、記載のとおりであります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

部 門	営 業 品 目
コ ン デ ン サ 事 業	アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ
プ リ ン ト 回 路 事 業	ビルドアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板

(8) 主要な事業所・営業所 (平成29年12月31日現在)

①当社関係

名 称	所 在 地 等
本 社	横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号
事 業 所	福島県西郷村 (コンデンサ技術センター)
営 業 所	横浜市、大阪市、愛知県安城市

②子会社関係

種 別	会 社 名	所 在 地
製 造	エルナープリントドサーキット株式会社	滋賀県長浜市（滋賀工場） 福島県西郷村（白河工場）
	エルナー東北株式会社	青森県黒石市
	TANIN ELNA CO., LTD.	タイ
	ELNA PCB(M) SDN. BHD.	マレーシア
	ELNA-SONIC SDN. BHD.	
販 売	ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	シンガポール

(9) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

①企業集団の従業員数

部 門	従 業 員 数(名)
コ ン デ ン サ 事 業	1,639
プ リ ン ト 回 路 事 業	887
全 社 (共 通)	29
合 計	2,555

(注) 上記のほか、パートタイマー43名がおります。

②当社の従業員数

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
107	減350	47.9	17.9

(注) 1) 上記のほか、パートタイマー2名がおります。

2) 従業員数の主な減少は、会社分割によりエルナープリントドサーキット株式会社にプリント配線板の製造に関する事業を承継したことによります。

(10) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
シンジケートローン	
株式会社みずほ銀行	4,231
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,552
株式会社横浜銀行	1,926
株式会社商工組合中央金庫	1,519
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,029
株式会社三井住友銀行	759
株式会社滋賀銀行	196
株式会社伊予銀行	196
シンジケートローン合計	12,410

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジヤーとする金融機関で組成されております。

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、当社と当社の完全子会社であるエルナー東北株式会社が、共同新設分割により新たに設立するエルナープリントドサーキット株式会社に両社のプリント配線板の製造に関する事業を承継することを決議し、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会及び平成29年3月14日開催のエルナー東北株式会社定時総会において承認され、平成29年10月2日にエルナープリントドサーキット株式会社を設立しました。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当連結会計年度において、連結営業利益、連結経常利益、連結純資産の金額が一定水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しております。また、24億1千万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、9億6百万円の債務超過になっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく対応策として、シンジケートローンに参加する全ての金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。また、平成30年2月26日開催の取締役会において、太陽誘電株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、50億円の増資を予定しております。この増資が完了することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。

しかしながら、第三者割当増資は平成30年3月29日開催予定の定時株主総会における特別決議が必要であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

このような事象又は状況に対処すべく、「(4) 対処すべき課題」に記載した対応策を着実に実行し、安定的な利益成長と財務体質の強化の実現を目指してまいります。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,279,458株（自己株式26,077株を含みます。）
- (3) 株主数 3,955名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
太 陽 誘 電 株 式 会 社	普 通 株 式 15,000	22.30
南 通 江 海 電 容 器 股 份 有 限 公 司	普 通 株 式 10,638	15.82
旭 硝 子 株 式 会 社	普 通 株 式 6,653	9.89
伯 東 株 式 会 社	普 通 株 式 1,738	2.58
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	普 通 株 式 1,256	1.87
新 木 産 業 株 式 会 社	普 通 株 式 591	0.88
藍 澤 證 券 株 式 会 社	普 通 株 式 537	0.80
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	普 通 株 式 500	0.74
松 井 証 券 株 式 会 社	普 通 株 式 405	0.60
康 祐 文	普 通 株 式 399	0.59

(注) 持株比率は、自己株式(26,077株)を除いた発行済株式により算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	平成24年3月29日 株主総会決議及び 平成24年4月11日 取締役会決議	平成24年3月29日 株主総会決議及び 平成25年2月27日 取締役会決議
役員保有状況 うち当社取締役（社外取締役除く）	40個（1名） 40個（1名）	10個（1名） 10個（1名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり129円	1株当たり118円
新株予約権の行使期間	平成26年4月27日から 平成34年4月26日まで	平成27年3月16日から 平成35年2月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 129円 資本組入額 65円	発行価格 118円 資本組入額 59円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人に承継される。ただし別途定める条件に従う場合に限り承継者は本新株予約権を行使できる。本新株予約権の第三者に対する譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができないものとする。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
山崎 眞 哉	代表取締役 社長執行役員	エルナーエナジー株式会社代表取締役
安藤 正 直	取締役 上席執行役員 財務経理部長	
村田 健一郎	取締役 上席執行役員 経営企画部長	
福田 智 光	取締役	
篠原 英美	取締役	
風早 健 史	常勤監査役	
樋口 收	監査役	
園田 了 詳	監査役	

- (注) 1) 取締役福田智光、篠原英美の両氏は社外取締役であります。
2) 監査役風早健史、樋口收の両氏は社外監査役であります。
3) 風早健史氏は、財務・会計を含めた幅広い業務経験と豊富な知見を有しております。
4) 社外取締役・社外監査役の兼職の状況につきましては、後記(5)をご参照願います。
5) 当社は取締役篠原英美、監査役風早健史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中における取締役および監査役の異動

- ①平成29年3月29日開催の第81回定時株主総会において、新たに山崎眞哉氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- ②同定時株主総会終結の時をもって取締役吉田秀俊氏が任期満了により退任いたしました。
- ③桑島孝氏は平成29年5月12日をもって監査役を辞任し同日をもって樋口收氏が監査役に就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である福田智光、篠原英美の両氏、監査役である風早健史、樋口收、園田了詳の各氏との間で、当該責任限定契約を締結しており、その契約内容は次の通りであります。

すなわち、取締役（業務執行取締役等を除く）または監査役としての任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項および同法第425条第1項により定められる金額を上限として、その責任を負います。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 総 額
取 締 役	5名	36百万円
監 査 役	4名	19百万円
合 計	9名	56百万円

- (注) 1) 上表には、平成29年3月29日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成29年5月12日に退任した監査役1名を含んでおります。なお、無報酬の取締役1名は除いております。
- 2) 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、ストックオプションによる報酬は別枠としております。
- 3) 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第71回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
- 4) 上表のうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬の総額は4名18百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役福田智光氏は、太陽誘電株式会社において上席執行役員経営企画本部副本部長を兼任しております。太陽誘電株式会社は当社の普通株式の22.30%を保有しております。

②当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況および発言の状況

当事業年度の取締役会には、取締役福田智光氏が19回中19回、取締役篠原英美氏が19回中19回、監査役風早健史氏が19回中19回、監査役樋口收氏が11回中11回、監査役桑島孝氏が8回中8回出席し、適宜意見を述べております。

また、当事業年度の監査役会には、監査役風早健史氏が5回中5回、監査役樋口收氏が2回中2回、監査役桑島孝氏が3回中3回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(注) 事業年度中に就任もしくは退任あるいは辞任いたしました社外監査役の取締役会ならびに監査役会の出席状況については、各氏が社外監査役に就任もしくは退任あるいは辞任するまでの状況であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称（平成29年12月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容及び職務遂行状況並びに報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2) 前記1. (6)②の重要な子会社のうち海外子会社4社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む）を受けております。
- 3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、独占禁止法関連に係る支援業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した事項の概要は次のとおりです。

- ①事業報告作成会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理、法令順守の基本姿勢を明確にすべく、法令、企業倫理に沿った行動を徹底するために「エルナーグループ行動原則および行動基準」に基づき教育・研修等の徹底を図る。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため社内窓口に加え、弁護士事務所にも通報・相談窓口（ヘルプライン）を設置する等、コンプライアンス体制推進に関する施策の企画と実行管理を行い、その実効性確保に努める。

- ②事業報告作成会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および「文書管理規定」に基づき重要書類・情報の保存、管理を行うとともに、重要書類・情報の機密保持については、個人情報保護および企業秘密管理の重要性に鑑み徹底を図る。

取締役および監査役は必要に応じてこれらの文書を開覧できるものとする。

- ③事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて各担当部門を中心に常時把握に努め、必要に応じ会計監査人、顧問弁護士等の助言を受け、取締役会、経営会議に報告、審議を実施する。

「リスク管理規定」に基づき、実効的なリスク管理を行う。

④事業報告作成会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会による中期計画の策定と各部門の目標および具体的な業績管理指標の設定を行い、定時あるいは臨時取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行うとともに業績の管理と対策を実施する。

「職制および職務権限規定」に基づく職務分掌、職務権限による意思決定ルールに従い職務を執行する。

⑤a. からd. に掲げる体制その他の事業報告作成会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 事業報告作成会社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告に関する体制
- b. 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他体制
- c. 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- d. 事業報告作成会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社、関連会社（以下、グループ会社という。）の役員、従業員についても当社の「エルナーグループ行動原則および行動基準」を適用し、グループ全社にわたりコンプライアンスの徹底を図っていく。

グループ会社においても、「職制および職務権限規定」に定めたグループ会社共通の職務権限に基づき、一定の重要事項については、当社ならびに当社取締役会において審議、決裁することにより業務執行の適正を確保する。

- ⑥事業報告作成会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の事業報告作成会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その必要性について、担当取締役と監査役が協議し、決定する。

当該使用人の異動、評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑦事業報告作成会社の監査役の⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても任命・賃金等を含め監査役会と事前に協議を行い、同意の得た上で決定する。

- ⑧下記のa. およびb. に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査役への報告に関する体制

- a. 当該事業報告作成会社の取締役および使用人が当該事業報告作成会社の監査役に報告するための体制
- b. 当該事業報告作成会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該事業報告作成会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役および使用人は、事業報告作成会社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

当社またはグループ会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見した場合には、社内規定の定めに従い、所定の体制において直ちに監査役に報告する。

- ⑨上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

企業倫理・法令遵守に関し、それに関する問題点・課題を早期に発見し迅速に対応することを企業原則とし、それを是とした企業の行動様式をグループ全社にわたり知らしめることで、当該報告者への不利な取扱いを排除し、規律と秩序のある体制の維持を図る。

- ⑩事業報告作成会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- ⑪その他事業報告作成会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

代表取締役と監査役の会合を定期的に行う。

内部監査担当と監査役の会合を定期的に行う。監査役が、内部監査の実施計画およびその結果等の情報を入手できる体制をとる。

第82期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りです。

①当社およびグループ会社のコンプライアンス

- a. コンプライアンス意識の向上と、人権と企業倫理への見識を深めるため、当社およびグループ会社の管理職ならびに従業員を対象にコンプライアンス研修を平成29年1月から8月まで実施致しました。
- b. また、当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。

②コンプライアンス推進のための工場監査の継続

平成29年度においては、前年度に引き続き、当社経営陣を中心として構成されるコンプライアンス推進委員会の事務局による当社およびグループ会社の工場監査実施を継続することで、環境、品質、安全衛生に関する徹底した監査と更に高い次元の課題設定を行い、現場における改善活動に関し、関係部署が協力して組織的かつ速やかな対応を図っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実に努め、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

○以上のご報告は、記載金額、株式数については単位未満を切捨て、比率については四捨五入により、表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,861	流動負債	12,140
現金及び預金	2,346	支払手形及び買掛金	4,893
受取手形及び売掛金	4,829	短期借入金	4,573
商品及び製品	2,305	1年以内に返済する長期借入金	299
仕掛品	1,820	リース債務	86
原材料及び貯蔵品	2,072	未払法人税等	120
繰延税金資産	30	製品補償引当金	21
その他の貸倒引当金	463	事業再編損失引当金	1,090
固定資産	8,873	設備関係支払手形	40
有形固定資産	8,379	その他	1,016
建物及び構築物	2,919	固定負債	11,500
機械装置及び運搬器具	2,102	長期借入金	9,548
工具器具備品	580	リース債務	280
土地	2,176	繰延税金負債	38
リース資産	457	再評価に係る繰延税金負債	133
建設仮勘定	142	退職給付に係る負債	845
無形固定資産	129	その他	655
借地権	89	負債合計	23,641
施設利用権	12	純資産の部	
その他	28	株主資本	△974
投資その他の資産	363	資本金	4,011
投資有価証券	101	資本剰余金	998
長期貸付	5	利益剰余金	△5,980
長期未収入金	76	自己株式	△4
繰延税金資産	37	その他の包括利益累計額	45
その他	141	その他有価証券評価差額金	21
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	310
		為替換算調整勘定	△295
		退職給付に係る調整累計額	9
		新株予約権	23
		純資産合計	△906
資産合計	22,734	負債・純資産合計	22,734

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		27,075
売 上 原 価		23,726
売 上 総 利 益		3,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,998
営 業 利 益		350
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
為 替 差 益	133	
そ の 他	12	150
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	639	
支 払 手 数 料	266	
そ の 他	241	1,147
経 常 損 失 (△)		△645
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	1	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 戻 入 額	19	21
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1	
事 業 再 編 損 失	1,188	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	399	1,588
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△2,212
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	139	
法 人 税 等 調 整 額	58	197
当 期 純 損 失 (△)		△2,410
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△2,410

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年1月1日残高	3,511	498	△3,569	△4	435
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	499	499			999
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△2,410		△2,410
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	499	499	△2,410	△0	△1,410
平成29年12月31日残高	4,011	998	△5,980	△4	△974

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 株 予 約 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年1月1日残高	8	△3	310	0	16	333	23	791
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								999
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)								△2,410
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	12	1	-	△295	△6	△287	-	△287
連結会計年度中 の変動額合計	12	1	-	△295	△6	△287	-	△1,698
平成29年12月31日残高	21	△1	310	△295	9	45	23	△906

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当連結会計年度において、連結営業利益、連結経常利益、連結純資産の金額が一定水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しております。また、2,410百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、906百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく対応策として、シンジケートローンに参加する全ての金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。また、平成30年2月26日開催の取締役会において、太陽誘電株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、5,000百万円の増資を予定しております。この増資が完了することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。

しかしながら、第三者割当増資は平成30年3月29日開催予定の定時株主総会における特別決議が必要であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

エルナープリンテッドサーキット(株)、エルナー東北(株)、エルナー松本(株)、
エルナーエナジー(株)、ELNA AMERICA, INC.、ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.、
TANIN ELNA CO.,LTD.、ELNA PCB(M) SDN.BHD.、ELNA-SONIC SDN.BHD.、
愛陸電子貿易(上海)有限公司

このうち、エルナープリンテッドサーキット(株)については、当連結会計年度において、新たに設立したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用会社

関連会社 立揚電子(BVI)有限公司の1社

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金に与える影響が軽微であり重要性がないことから、持分法の適用の範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として、製品・仕掛品については総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、仕入製品・原材料については移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、貯蔵品については最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 事業再編損失引当金

事業再編に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

預金	103百万円
受取手形	207百万円
棚卸資産	2,472百万円
建物	1,389百万円
土地	1,918百万円

なお、上記以外に子会社株式を4,251百万円担保に供しております。

上記に対応する債務

短期借入金	3,050百万円
1年以内に返済する長期借入金	255百万円
長期借入金	9,548百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

27,173百万円

3. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	34百万円
------	-------

4. 当連結会計年度末の借入金のうち、12,410百万円には財務制限条項が付されております。

5. 当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けております。また、当取引に関し、米国及びカナダにおいて、CHIP-TECH, LTD. 等から複数のクラスアクション（集団訴訟）が提起されております。

これらの調査・訴訟の結果は、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

本件について、当社は平成27年11月6日に、欧州委員会（European Commission）から、欧州における電解コンデンサの販売に関して欧州競争法違反の嫌疑に関する Statement of Objections（異議告知書）を受領しております。異議告知書とは、欧州競争法違反の疑いに関する欧州委員会の暫定的な見解を示し、当事者の意見を求めるものです。異議告知書は調査途中の文書であり、欧州委員会の最終決定ではありません。

また、平成27年12月21日に台湾の公平交易委員会（The Fair Trade Commission）より、当社に対して7,660万台湾ドル（約280百万円）の課徴金を課すとの文書を受領しておりますが、当社としましては承服し難く、平成28年2月に公正な判断を求めるため所定の裁判所において行政訴訟を提起しました。米国においては、平成28年8月19日付けで米国司法省との間で、コンデンサ事業に関して米国独占禁止法に違反したとの嫌疑について、罰金額4,000千US\$を支払うこと等に合意し、司法取引契約を締結しておりましたが、平成30年1月31日に、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所において、罰金額として3,825千US\$（約432百万円）の決定がなされました。

また、平成30年1月5日にシンガポールの競争委員会（The Competition Commission of Singapore）より、当社に対して853千シンガポールドル（約72百万円）の制裁金の決定通知を受領いたしました。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金310百万円、再評価に係る繰延税金負債133百万円を計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年12月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 61百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 505百万円

なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を255百万円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

(連結損益計算書関係)

独占禁止法関連損失

制裁金 71百万円

弁護士報酬等 327百万円

計 399百万円

平成30年1月5日にシンガポール競争委員会から制裁金決定通知を受けており、各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等の費用も含め、特別損失に独占禁止法関連損失として計上しております。

事業再編損失

当社は、プリント回路事業において平成29年10月2日付の会社分割によりエルナープリンテッドサーキット(株)（以下「EPC」）を設立し連結子会社として運営を行ってりましたが、平成30年2月22日開催の取締役会において、GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを引受先とするEPCの第三者割当増資を伴うプリント回路事業の事業再編を決議いたしました。これによりEPCは当社の持分法適用関連会社となるとともに、事業再編による損失を事業再編損失として計上しております。

(内訳)

事業再編損失引当金繰入額 1,090百万円

減損損失 83百万円

その他 15百万円

合計 1,188百万円

なお、事業再編損失引当金繰入額はプリント回路事業の支配の移転に伴う損失見込額であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	56,641,458株	10,638,000株	—株	67,279,458株

(注) 平成29年4月24日払込による第三者割当増資を実施したことにより普通株式が10,638,000株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	25,208株	869株	—株	26,077株

(注) 普通株式の増加869株は、単元未満株式の買い取りであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

平成24年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成24年4月11日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式 340,000株

平成24年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成25年2月27日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式 130,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入等により調達しております。デリバティブ取引については為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規定に従い管理し、リスクの軽減を図っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動に晒されておりますが、定期的に株価や発行体(取引先企業)の財務内容等を把握し、また発行体(取引先企業)との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は1年以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に借入金返済や設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建ての借入金は為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務および外貨建ての借入金に係る為替の変動リスク並びに借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的に、実需の範囲内で為替予約取引および通貨スワップ取引並びに金利スワップ取引を行っております。デリバティブ取引については、社内ルールに基づき実行および管理を行っており、その利用にあたっては、主要な金融機関と取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されますが、半期および月次に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,346	2,346	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,829	4,829	—
(3) 投資有価証券	80	80	—
資産計	7,257	7,257	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,893	4,893	—
(2) 短期借入金	4,573	4,573	—
(3) 長期借入金	9,847	9,847	—
負債計	19,313	19,313	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年以内に返済する長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないものの時価は、金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価を含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	21

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△13円82銭
1株当たり当期純損失(△)	△37円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. プリント回路事業における連結子会社の増資

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるエルナープリントドサーキット㈱がGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを引受先とする第三者割当増資を行うことを決議しました。これにより、当社の出資比率は100%から30%となり、エルナープリントドサーキット㈱は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となります。

(1) 第三者割当増資の目的

プリント回路事業の合弁事業化

(2) 連結子会社の概要

名 称 : エルナープリントドサーキット㈱
住 所 : 滋賀県長浜市
資本金 : 50百万円
出資比率 : 当社100%

(3) 第三者割当増資の概要

発行する株式の種類及び数 : 普通株式2,800株
発行価格の総額 : 3,500百万円
払込期日 : 平成30年4月2日(予定)
募集等の方法 : GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを割当先とする第三者割当増資

2. プリント回路事業における会社分割

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、1.のプリント回路事業の合弁事業化を図る目的のため、合弁事業の対象となる事業をエルナープリントドサーキット㈱に集約する以下の会社分割を決議しました。

会社分割の概要は以下のとおりです。

(1) 子会社であるエルナープリントドサーキット㈱の会社分割

- ①対象となった事業の内容：エルナープリントドサーキット㈱の白河工場が運営するプリント回路製造における内層回路製造事業及びエルナー松本㈱の株式及び貸付金
- ②企業結合日：平成30年4月2日（予定）
- ③企業結合の法的形式：エルナープリントドサーキット㈱を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

(2) 当社のプリント回路事業の会社分割

- ①対象となった事業の内容：当社のプリント配線板の販売に関する事業及び関連する不動産の保有・管理
- ②企業結合日：平成30年4月2日（予定）
- ③企業結合の法的形式：当社を分割会社とし、エルナープリントドサーキット㈱を承継会社とする吸収分割

(3) 実施する会計処理の概要

上記(1)及び(2)の会社分割を「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理します。

3. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（普通株式）発行の決議を行い、平成30年2月26日に新株式割当予定先との間で、資本業務提携契約を締結いたしました。

新株式発行の概要は以下のとおりです。

- (1)株式の種類：普通株式
- (2)発行新株式数：76,924,000株
- (3)発行価格：1株当たり金65円
- (4)発行価額の総額：5,000,060,000円
- (5)資本金組入額及び資本準備金組入額
 - 資本金組入額：1株当たり金32.5円（総額2,500,030,000円）
 - 資本準備金組入額：1株当たり金32.5円（総額2,500,030,000円）
- (6)募集等の方法（割当予定先）：太陽誘電㈱を割当先とする第三者割当
- (7)発行のスケジュール：株主総会決議 平成30年3月29日
払込期間：平成30年4月3日～平成30年4月9日
- (8)資金の使途：設備資金及び運転資金に充当する予定です。
- (9)その他：金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び平成30年3月29日開催予定の当社第82回定時株主総会における当社普通株式の発行に係る議案の承認（特別決議）を払込の条件とします。

(その他の注記)

(企業結合等関係)

共同新設分割による子会社の設立

当社は、平成29年2月24日開催の取締役会において、当社と当社の完全子会社であるエルナー東北株式会社が、共同新設分割により新たに設立するエルナープリントドサーキット株式会社(以下、「本新設会社」という)に両社のプリント配線板の製造に関する事業を承継することを決議し、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会及び平成29年3月14日開催のエルナー東北株式会社定時株主総会において承認され、平成29年10月2日に本新設会社を設立いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社及びエルナー東北株式会社のプリント配線板の製造に関する事業

(2) 企業結合日

平成29年10月2日

(3) 企業結合の法的形式

当社及びエルナー東北株式会社を分割会社とし、両社が共同で設立するエルナープリントドサーキット株式会社を新設会社とする共同新設分割

(4) 結合後企業の名称

エルナープリントドサーキット株式会社(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、コンデンサ事業とプリント回路事業を営んでおり、プリント配線板の製造拠点として滋賀工場を有しております。当社の連結子会社であるエルナー東北株式会社においても、コンデンサの製造(青森工場)とプリント配線板の製造(白河工場)を営んでおります。両会社がそれぞれにプリント配線板の製造を行っていることから、国内製造拠点を統合するとともに当社が保有するELNA PCB(M) SDN. BHD. (マレーシアにおけるプリント配線板を製造する連結子会社)の普通株式全株式を新設会社に承継することにより、生産管理・製品開発面での強化拡充、生産効率の改善、管理面等での効率化及び独立採算管理強化や機動的な事業運営を行うことを目的として、共同新設分割により本新設会社を設立いたしました。

なお、当社のプリント配線板の販売に関する事業は、本新設会社に承継しておりません。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理します。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,613	流動負債	10,764
現金及び預金	1,395	支払手形	2,371
受取手形	265	買掛金	3,768
売掛金	5,864	短期借入金	2,707
商品及び製品	204	1年以内に返済する長期借入金	283
原材料及び貯蔵品	48	リース債務	34
関係会社短期貸付金	9,801	未払金	173
未収入金	278	未払費用	90
その他金	247	未払法人税等	25
貸倒引当金	△4,491	預り金	18
固定資産	7,416	資産除去債務	22
有形固定資産	1,595	事業再編損失引当金	1,014
建物	677	その他	256
構築物	111	固定負債	10,851
機械及び装置	84	長期借入金	9,548
器具器具備品	13	リース債務	24
土地	632	繰延税金負債	9
リース資産	48	再評価に係る繰延税金負債	133
建設仮勘定	27	退職給付引当金	147
無形固定資産	29	関係会社損失引当金	371
施設利用権	8	その他	617
ソフトウェア	14	負債合計	21,615
リース資産	6	純資産の部	
投資その他の資産	5,790	株主資本	△939
投資有価証券	101	資本金	4,011
関係会社株式	4,872	資本剰余金	998
関係会社長期貸付金	705	資本準備金	998
関係会社長期未収入金	76	利益剰余金	△5,944
その他	34	利益準備金	381
		その他利益剰余金	△6,325
		繰越利益剰余金	△6,325
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	330
		その他有価証券評価差額金	21
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	310
		新株予約権	23
		純資産合計	△585
資産合計	21,030	負債・純資産合計	21,030

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,573
売 上 原 価		23,770
売 上 総 利 益		1,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,718
営 業 利 益		83
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	397	
受 取 配 当 金	408	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	88	
そ の 他	19	913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	573	
支 払 手 数 料	266	
為 替 差 損	135	
貸 与 資 産 償 却 費	79	
そ の 他	202	1,256
経 常 損 失 (△)		△259
特 別 利 益		
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 戻 入 額	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	0	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	194	
事 業 再 編 損 失	1,014	
関 係 会 社 損 失 引 当 金 繰 入 額	227	1,435
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,675
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△38	△38
当 期 純 損 失 (△)		△1,636

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年1月1日残高	3,511	498	498
事業年度中の変動額			
新株の発行	499	499	499
当期純損失(△)			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	499	499	499
平成29年12月31日残高	4,011	998	998

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合 計		
平成29年1月1日残高	381	△4,689	△4,308	△4	△302
事業年度中の変動額					
新株の発行					999
当期純損失(△)		△1,636	△1,636		△1,636
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		△1,636	△1,636	△0	△636
平成29年12月31日残高	381	△6,325	△5,944	△4	△939

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成29年1月1日残高	8	△3	310	316	23	37
事業年度中の変動額						
新株の発行						999
当期純損失(△)						△1,636
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	12	1	-	14	-	14
事業年度中の変動額合計	12	1	-	14	-	△622
平成29年12月31日残高	21	△1	310	330	23	△585

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項)

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において、連結営業利益、連結経常利益、連結純資産の金額が一定水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しております。また、1,636百万円の当期純損失を計上した結果、585百万円の債務超過になっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく対応策として、シンジケートローンに参加する全ての金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。また、平成30年2月26日開催の取締役会において、太陽誘電株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、5,000百万円の増資を予定しております。この増資が完了することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。

しかしながら、第三者割当増資は平成30年3月29日開催予定の定時株主総会における特別決議が必要であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映していません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕入製品・原材料

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

(3) 関係会社損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。

(4) 事業再編損失引当金

事業再編に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産	
受取手形	207百万円
棚卸資産	235百万円
建物	664百万円
土地	467百万円
子会社株式	4,001百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	2,607百万円
1年以内に返済する長期借入金	255百万円
長期借入金	9,548百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,794百万円
3. 保証債務	
関係会社の銀行借入等に対する保証額	1,046百万円
4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。	
受取手形	34百万円
5. 当事業年度末の借入金のうち、12,410百万円には財務制限条項が付されております。	
6. 当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けております。また、当取引に関し、米国及びカナダにおいて、CHIP-TECH, LTD. 等から複数のクラスアクション（集団訴訟）が提起されております。	
これらの調査・訴訟の結果は、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。	
本件について、当社は平成27年11月6日に、欧州委員会（European Commission）から、欧州における電解コンデンサの販売に関して欧州競争法違反の嫌疑に関する Statement of Objections（異議告知書）を受領しております。異議告知書とは、欧州競争法違反の疑いに関する欧州委員会の暫定的な見解を示し、当事者の意見を求めるものです。異議告知書は調査途中の文書であり、欧州委員会の最終決定ではありません。	
また、平成27年12月21日に台湾の公平交易委員会（The Fair Trade Commission）より、当社に対して7,660万台湾ドル（約280百万円）の課徴金を課すとの文書を受領しておりますが、当社としては承服し難く、平成28年2月に公正な判断を求めるため所定の裁判所において行政訴訟を提起しました。米国においては、平成28年8月19日付けで米国司法省との間で、コンデンサ事業に関して米国独占禁止法に違反したとの嫌疑について、罰金額4,000千US\$を支払うこと等に合意し、司法取引契約を締結しておりましたが、平成30年1月31日に、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所において、罰金額として3,825千US\$（約432百万円）の決定がなされました。	
7. 関係会社に対する金銭債権または債務	
関係会社に対する短期金銭債権	13,740百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,265百万円
関係会社に対する長期金銭債権	781百万円

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金310百万円、再評価に係る繰延税金負債133百万円を計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年12月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 61百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 505百万円

なお、当該事業用土地の平成29年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を255百万円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引高

売上高 12,634百万円

仕入高 14,404百万円

営業取引以外の取引高 4,473百万円

2. 独占禁止法関連損失

弁護士報酬等 194百万円

計 194百万円

各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等を、特別損失に独占禁止法関連損失として計上しております。

3. 事業再編損失

当社は、プリント回路事業において平成29年10月2日付の会社分割によりエルナープリントサーキット㈱（以下「EPC」）を設立し連結子会社として運営を行ってまいりましたが、平成30年2月22日開催の取締役会において、GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを引受先とするEPCの第三者割当増資を伴うプリント回路事業の事業再編を決議いたしました。これによりEPCは当社の関連会社となるとともに、事業再編による損失を事業再編損失として計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	25,208株	869株	-株	26,077株

（注）普通株式の増加869株は、単元未満株式の買い取りであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	44百万円
貸倒引当金	1,351百万円
関係会社損失引当金	111百万円
事業再編損失引当金	308百万円
たな卸資産評価損	18百万円
関係会社株式評価損	898百万円
繰越欠損金	1,193百万円
その他	54百万円
<hr/>	
小計	3,981百万円
評価性引当額	△3,981百万円
繰延税金負債との相殺	一百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9百万円
<hr/>	
小計	9百万円
評価性引当額	一百万円
繰延税金資産との相殺	一百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	9百万円

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権の 所有割合又は 被所有割合		関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)					
子会社	エルナー プリンテ ッドサー キット(株)	100 (1.7)	—	当社製品の 製造 当社の土地 建物の賃貸 役員の兼任	資金の貸付	3,941	短期 貸付金	3,941
					製品の仕入	2,495	買掛金	928
					材料等の仕入	16	支払手形	1,491
					株式の引受 (注5)	4,001	—	—
					会社分割(注6)			
					分割資産合計	7,219	—	—
分割負債合計	3,218	—	—					
子会社	エルナー 東北(株)	100	—	当社製品の 製造 当社の土地 建物及び設 備の賃貸 役員の兼任	製品の仕入	1,487	支払手形	238
					材料等の仕入	1,695	買掛金	136
					賃貸料の受取	55	未収入金	53
					材料等の支給	1,278		
					資金の貸付	296	長期 貸付金	660
子会社	エルナー エナジー (株)	100	—	当社の土地 建物の賃貸 役員の兼任	債務保証	272	—	—
子会社	ELNA ELECTRO NICS(S) PTE. LTD.	100	—	当社製品の 販売	製品の販売	10,134	売掛金	3,045
子会社	TANIN ELNA CO., LTD.	100 (0.0)	—	当社製品の 製造	製品の販売	1,960	売掛金	478
					製品の仕入	6,217	買掛金	1,592
					資金の貸付	1,376	短期 貸付金	1,359
					貸付金の回収	1,301		
債務保証	114	—	—					

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の 所有割合又は 被所有割合		関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)					
子会社	ELNA-SONIC SDN. BHD.	100 (24.0)	—	当社製品の 製造	製品の仕入	2,970	買掛金	873
					債務保証	297		
子会社	ELNA PCB(M) SDN. BHD.	76.8 (76.8)	—	当社製品の 製造販売	製品の仕入	1,213	買掛金	—
					利息の受取	321		
					材料等の支給	44		
					資金の貸付	11,559	短期 貸付金	4,491
					貸付金の回収	14,061		
債務保証	362	—	—					

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 原材料の販売価格及び製品の購入価格は、市場価格を勘案し、一般取引と同様に決定しております。
- (2) 賃貸料は、市場実勢及び実際発生費用を勘案して決定しております。
- (3) 貸付金利は、市場金利を勘案し決定しております。
- (4) 当社は、子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。
3. 当社は、子会社に対し、合計4,491百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計23百万円の貸倒引当金戻入額を販売費及び一般管理費に計上しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
5. 会社分割に伴い、当社が株式の引受を行ったものであります。
6. 分割資産及び分割負債は、適切な帳簿価額により譲渡しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△9円04銭
1株当たり当期純損失(△)	△25円58銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類の「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

企業結合等関係

連結計算書類の「連結注記表(その他の注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エルナー株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しており、また、債務超過になっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社の第三者割当による新株式の発行を決議している。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社及び会社のプリント回路事業の会社分割を決議している。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月26日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エルナー株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しており、また、債務超過になっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社の第三者割当による新株式の発行を決議している。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社及び会社のプリント回路事業の会社分割を決議している。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月26日

エルナー株式会社 監査役会

常勤監査役 風 早 健 史 ㊞
社外監査役 樋 口 收 ㊞
監 査 役 園 田 了 詳 ㊞

以 上

